

第三次登米市環境基本計画

令和8年2月策定

登 米 市

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の期間	2
3 計画の位置づけ	2
第2章 登米市の環境の現状と課題	3
1 登米市の概要	3
2 世界、国、宮城県の動向	13
3 第二次登米市環境基本計画の検証	16
4 登米市の環境の現状と課題	27
第3章 計画の目指す姿	30
1 環境基本計画が目指す将来像	30
2 基本目標と取組方針	32
3 施策の体系	35
第4章 環境施策	36
1 環境施策	36
基本目標1【自然環境】	
豊かな自然環境を保全・再生し、未来に継承するため自然と共生するまち	36
基本目標2【生活環境】	
安全・安心な生活環境を保全し、循環型社会形成を推進するまち	38
基本目標3【地球環境】	
カーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進するまち	41
各目標に共通する施策	43
2 指標と目標	44
第5章 計画の推進体制	45
1 各主体の役割	45
2 計画の推進体制	46

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

本市では、良好な環境の保全と創造を図るため、「地域環境の保全と継承」、「持続可能な社会の形成」、「地球環境保全の推進」の3つを基本理念に、市民との協働により豊かな環境の中で環境と産業とが共生する持続可能なまちづくりを目指して、平成19年3月に「登米市環境基本条例（以下「条例」という。）」を制定しました。

環境基本計画は、条例に定める基本理念の実現に向けて、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画であり、平成20年3月に第一次登米市環境基本計画（以下「第一次計画」という。）、平成28年3月に第二次登米市環境基本計画（以下「第二次計画」という。）を策定し、環境施策を推進してきました。

また、地球温暖化対策や生物多様性の保全、循環型社会形成などの課題については、それぞれの個別の計画を策定し、取組を進めています。

一方、地球温暖化に伴う気候変動や生物多様性の損失などが、世界的に年々深刻化しており、本市においても、その影響が顕在化してきています。

また、限りある資源を有効に活用し、持続可能な発展を続けていくため、循環型社会の形成も求められています。

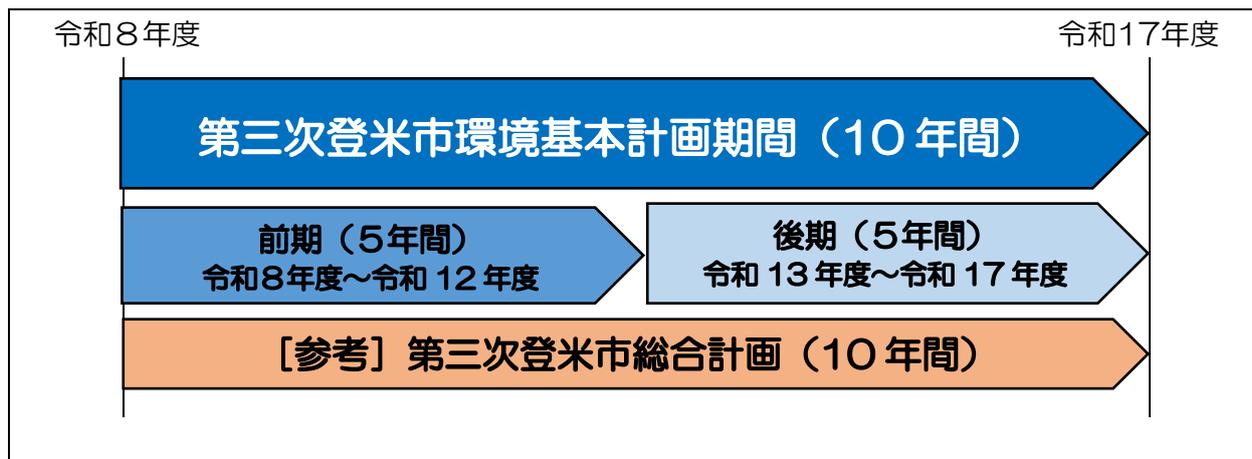
こうした環境を取り巻く状況の変化に対して、本市としても、環境課題を地球的規模で捉え、地域における取組を推進していくことが必要となっています。

そのことから、第二次計画の期間終了に合わせて、これまでの取組を検証し、条例の基本理念を実現して、将来の世代に豊かな環境を継承するため、現在の環境課題に対応した第三次登米市環境基本計画（以下「第三次計画」という。）を策定し、環境施策のさらなる推進を図るものです。

2 計画の期間

本計画の期間は、第三次登米市総合計画との整合性を図り、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

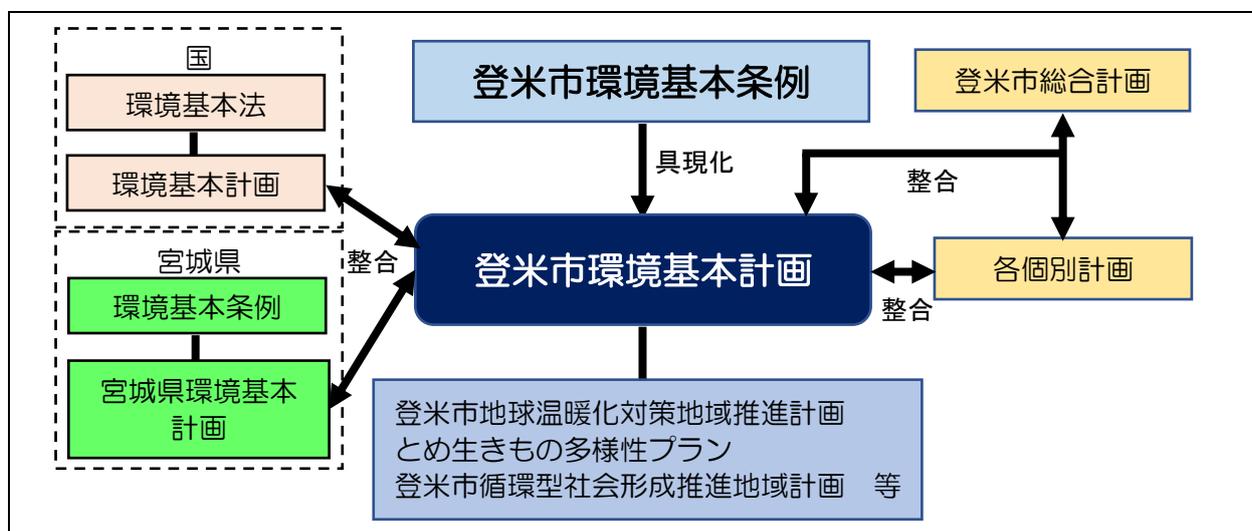
また、計画の期間を5年ごとの前期・後期に区分し、実施計画により進捗管理するとともに、前期終了時のほか、環境に関する社会情勢の変化などに随時対応するため、必要に応じて見直しを行います。



3 計画の位置づけ

環境基本計画は、登米市環境基本条例第13条に基づき、本市の環境施策を推進するため策定するものです。

また、本計画は、社会情勢等を踏まえるとともに、登米市総合計画、関連計画及び事業等との整合性を図った上で、策定しています。



第2章 登米市の環境の現状と課題

1 登米市の概要

(1) 位置

本市は、宮城県の北東部に位置し、北部は岩手県一関市に、西部は栗原市及び大崎市に、南部は石巻市及び涌谷町に、東部は気仙沼市及び南三陸町に接し、市域面積は536.09 km²で、県全体の7.36%を占める県内第5位の規模となります。

(2) 地勢

本市の南北を縦断する北上川の東側には北上山地が、西側には県内有数の米どころである広大な水田地帯が広がり、平野部から丘陵地にかけて、伊豆沼・内沼などの沼やため池が点在しています。

市の西部は丘陵地帯、東部が山間地帯で、その間に形成された広大で平たん肥沃な豊穡大地登米耕土は、県内有数の穀倉地帯となっており、環境保全米発祥の地として、宮城米「ひとめぼれ」などの主産地となっています。

また、全国でも有数の肉用牛生産地としても有名な地域であることから、以前より生物多様性の保全、温室効果ガスの削減、土壌炭素貯留に効果があるとされる環境保全型農業・資源循環型農業・有機農業の取組が行われています。

河川は、本市域を3等分するように北上川、迫川が南北に貫流し、多くの支流が注いでいます。西部には、水鳥の生息地として国際的に重要なラムサール条約湿地の「伊豆沼・内沼」や「蕪栗沼・周辺水田」をはじめ、豊かな水辺空間を有しています。さらに、南東部には三陸復興国立公園の一部を有するなど、自然豊かな地域が広がっています。



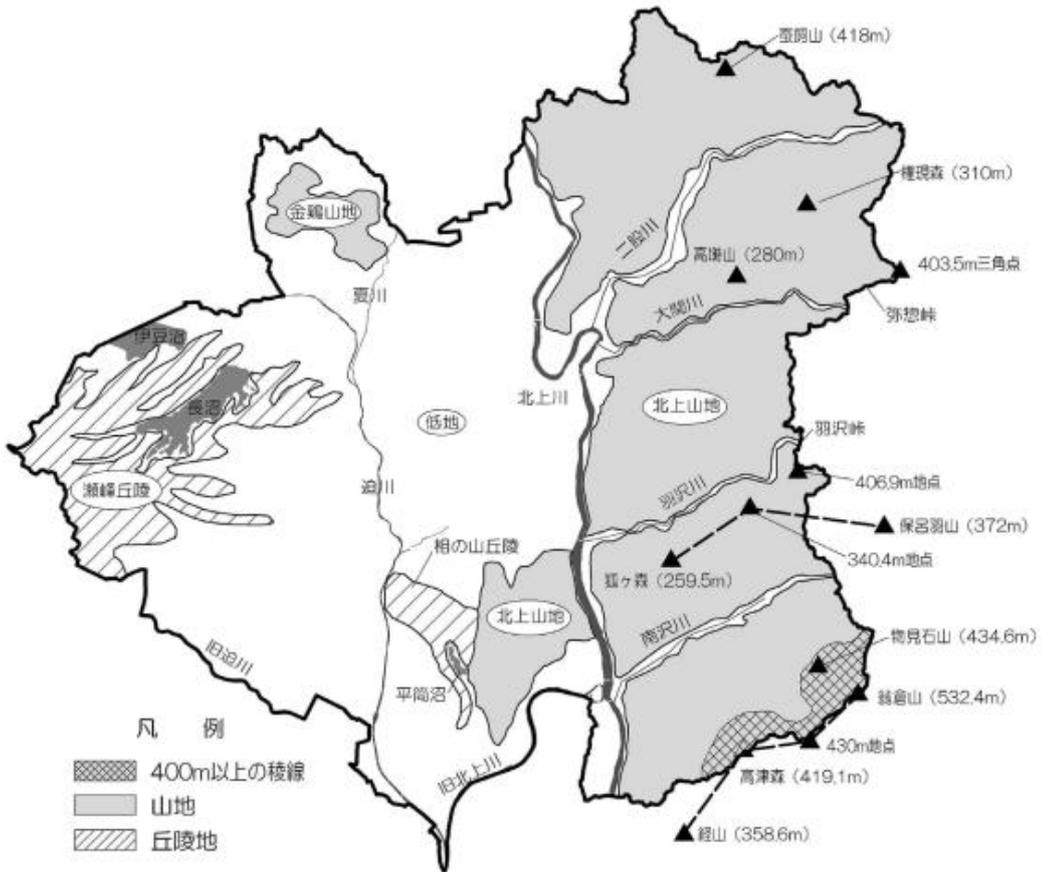
登米市環境キャラクター
トメル君とオトメちゃん



多くの渡り鳥が飛来する伊豆沼



東部に広がる豊かな森林



北上川の西側に広がる水田



市内を南北に流れる北上川

(3) 気候

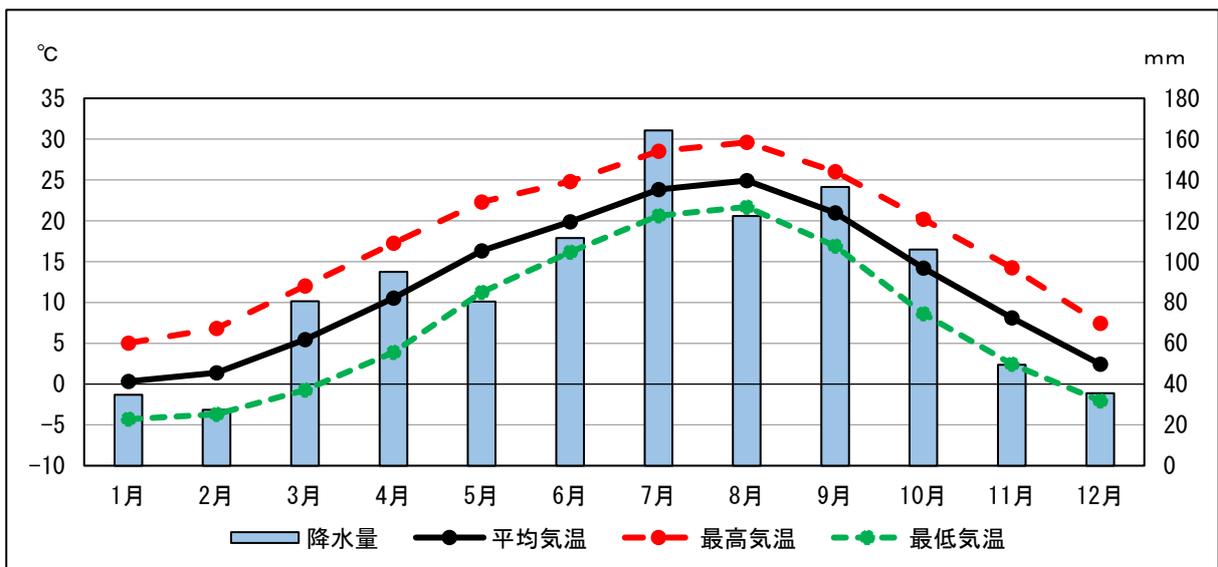
本市の平均気温は 12.4℃、年間降水量は 1,044 mm となっており、概ね冬季の降雪量が少なく降雪期間も比較的短いことから、冬季に寒冷的な東北地方において、本市は比較的温暖な環境にあります。

しかしながら、地球温暖化の影響で、平均気温は上昇傾向にあり、夏季の真夏日・猛暑日の日数も増加しています。

また、年間降水量については大きな変化はありませんが、短時間強雨の回数は増加傾向にあります。

登米市の気温及び降水量（平成 27 年から令和 6 年までの 10 年間の平均値）

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平均気温 (℃)	0.3	1.4	5.5	10.6	16.3	19.9	23.8	24.9	21.0	14.2	8.1	2.4
最高気温 (℃)	5.0	6.8	12.0	17.3	22.3	24.8	28.5	29.6	26.0	20.2	14.2	7.5
最低気温 (℃)	-4.3	-3.7	-0.7	3.9	11.2	16.2	20.6	21.7	16.9	8.6	2.4	-2.0
降水量 (mm)	34.8	27.5	80.7	95.0	80.5	111.5	164.3	122.4	136.7	106.0	49.5	35.6



出典：気象庁資料・気象庁ホームページ（観測地点：米山）

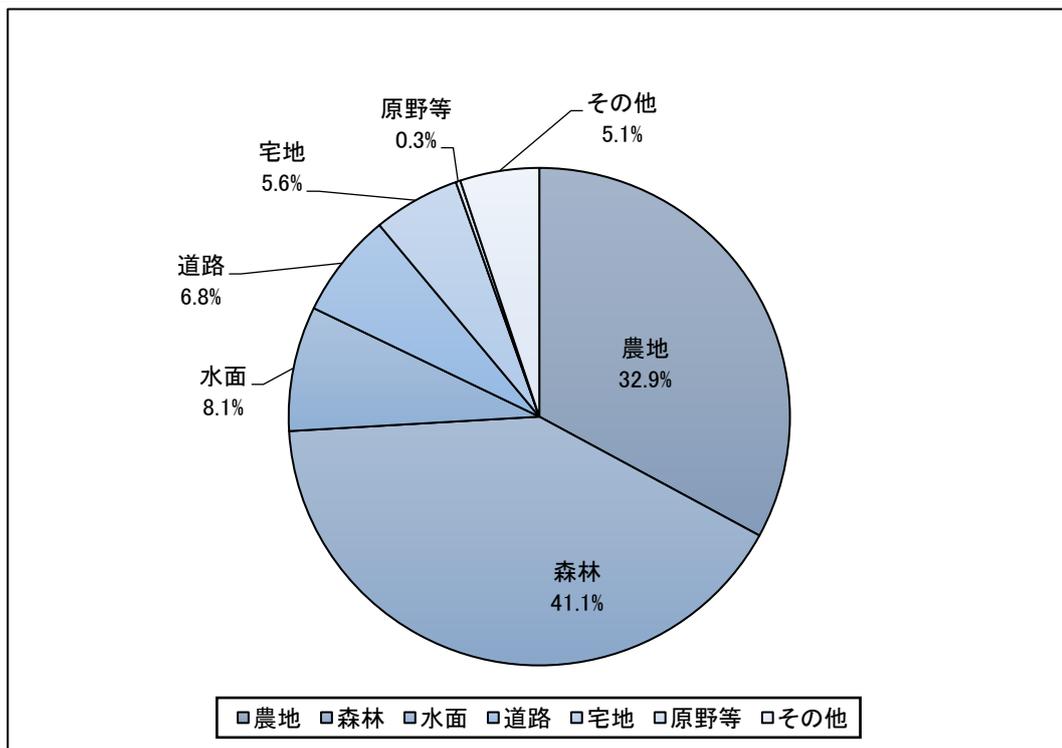
(4) 土地利用

本市は、総面積（536.09k m²）の約 41%を森林、約 33%を農地が占めており、北上川を境にして、東側に森林、中央から西側にかけて農地（主に水田）、西側の丘陵部には沼やため池が分布しているのが特徴です。市の中央部に広がる農地のうち、水田が約 89%を占めています。

土地利用の現況

(単位:km²)

総面積 (令和5年度)	内 訳						
	農 地	森 林	水 面	道 路	宅 地	原野等	その他
536.09	176.20	220.62	43.55	36.43	29.87	1.88	27.54



出典：宮城県国土利用計画管理運営資料（令和5年4月1日現在）

(5) 自然環境保全地域

本市には、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく国指定の自然環境保全地域はありませんが、県の自然環境保全条例（昭和47年宮城県条例第25号）に基づいて、県自然環境保全地域が3か所指定されています。本市としても自然環境保全条例を制定し、平筒沼いこいの森を自然環境保全地域に指定しています。

これら保全地域の主な自然の特色は次のとおりで、各保全地域においては、開発行為など各種の行為が規制されています。

名 称	指定者	指定年月日	位 置	主な自然の特色
伊豆沼・内沼県自然環境保全地域	県	昭和48年8月17日	迫 町	全国有数の鳥類生息地、飛来地。国の天然記念物及び鳥獣保護区にも指定されているほか、ラムサール条約にも指定登録されています。冬にはガンカモ科を中心にした多数の鳥類が越冬し、夏にはハスの花が沼全体を覆うように咲き誇ります。
鱒淵観音堂県自然環境保全地域	県	昭和54年3月16日	東和町	ケヤキ、イヌブナ、コナラなどの落葉広葉樹とアカマツ、モミ、カヤなどの針葉樹が混交する自然林から成っています。ホトトギスやカッコウ、オオルリなどの鳥類も豊富に生息しています。
翁倉山県自然環境保全地域	県	昭和54年3月16日	津山町	樹高18m、胸高直径80cmを超えるアカマツやモミなどの大木が数多く見られます。国指定天然記念物のイヌワシが営巣し繁殖していた地域となっています。
平筒沼いこいの森登米市自然環境保全地域	市	平成20年6月23日	米山町	純林としてまとまった面積で生育するものとしては、県内唯一の原生状態に近いアカシデ自然林が確認されるなど、学術的にも大変貴重な森です。

(6) 自然公園

本市では、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づき、津山町の一部地域が三陸復興国立公園の一部に指定されています。

この地域の主な自然の特色は次のとおりで、この地域においては、開発行為など各種の行為が規制されています。

名 称	指定年月日	位 置	主な自然の特色
三陸復興国立公園	平成27年 3月31日	津山町	柳津虚空蔵尊を中心とする地域と横山不動尊を中心とする地域の2か所に分かれて指定されています。それぞれの地域のコアとなる部分には、原生状態に近いモミ・イヌブナ林が見られ、本市の潜在自然植生をうかがい知る上で大変重要です。

(7) 鳥獣保護区

本市では、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）に基づいて、国指定の鳥獣保護区が 2 か所、県指定の鳥獣保護区が 7 か所、それぞれ指定されています。鳥獣保護区では鳥獣の捕獲が禁止されているほか、特別保護地区内では開発行為など各種の行為が規制されています。

名 称	指定者	存続期間	位 置	特別保護地区
伊豆沼鳥獣保護区	国	令和24年10月31日	迫 町	有り
燕栗沼・周辺水田鳥獣保護区	国	令和17年10月31日	南方町	有り
平筒沼鳥獣保護区	県	令和27年10月31日	豊里町 米山町	無し
横山不動尊鳥獣保護区	県	令和26年10月31日	津山町	無し
登米鳥獣保護区	県	令和27年10月31日	登米町	無し
上沼鳥獣保護区	県	令和27年10月31日	中田町	無し
朝田貫鳥獣保護区	県	令和26年10月31日	東和町	無し

鱒淵鳥獣保護区	県	令和8年10月31日	東和町	無し
翁倉山鳥獣保護区	県	令和27年10月31日	津山町	市内には無し

(8) 天然記念物

本市では、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づいて、国指定の天然記念物が3件、県指定の天然記念物が2件、市指定の天然記念物が49件指定されています。天然記念物は、現状変更などの行為が規制されています。

名 称	指定者	指定年月日	位 置
横山のウグイ生息地	国	昭和10年8月27日 昭和32年2月22日	津山町
伊豆沼・内沼の鳥類およびその生息地	国	昭和42年9月7日	迫町
東和町ゲンジボタル生息地	国	昭和54年4月26日	東和町
日根牛の大クリ	県	昭和48年5月15日	登米町
東陽寺のイチョウ	県	平成17年5月10日	東和町
山王の桜	市	平成13年10月23日	迫町
八幡神社の桂	市	昭和51年5月27日	登米町
寺池城跡の松	市	昭和51年5月27日	登米町
針田の子持杉	市	昭和51年5月27日	登米町
清野家のシダレザクラ	市	平成30年5月21日	登米町
相川のサイカチ	市	昭和46年10月8日	東和町
大同桜	市	昭和46年10月8日	東和町
白檀	市	昭和46年10月8日	東和町
東昌寺のオンコ	市	昭和49年4月18日	東和町
万年桜	市	昭和49年4月18日	東和町
頼光寺のカヤの木	市	昭和57年11月24日	東和町
八幡神社の太郎坊次郎坊杉	市	昭和61年5月21日	東和町

米川のガンボクエゴノキ	市	平成 29 年 3 月 23 日	東和町
榎 (かや)	市	昭和 51 年 4 月 1 日	中田町
杉「姥杉」	市	昭和 61 年 10 月 31 日	中田町
古木群生林	市	昭和 61 年 10 月 31 日	中田町
桜「遮那桜」	市	昭和 61 年 10 月 31 日	中田町
桜「南殿の桜」	市	昭和 61 年 10 月 31 日	中田町
一位「おんこ」	市	昭和 61 年 10 月 31 日	中田町
櫨 (けやき)	市	昭和 61 年 10 月 31 日	中田町
若林のもみじ	市	平成 17 年 1 月 26 日	中田町
金子山のすぎ	市	昭和 52 年 3 月 3 日	豊里町
芝崎のすぎ	市	昭和 52 年 3 月 3 日	豊里町
保手のかやの木	市	昭和 52 年 3 月 3 日	豊里町
銀杏 (香林寺)	市	昭和 52 年 3 月 3 日	豊里町
銀杏 (薬師神社)	市	昭和 52 年 3 月 3 日	豊里町
山根のかし	市	昭和 52 年 3 月 3 日	豊里町
八ヤ森のかやの木	市	昭和 52 年 3 月 3 日	豊里町
寿崎のけやき	市	平成元年 9 月 29 日	豊里町
武道ヶ崎のカヤ	市	平成 14 年 5 月 1 日	米山町
松壽院のイチョウ	市	平成 14 年 5 月 1 日	米山町
長源寺のサルスベリ	市	平成 14 年 5 月 1 日	米山町
エドヒガンザクラ	市	平成 6 年 8 月 8 日	石越町
大徳寺のイチョウ	市	平成 6 年 4 月 1 日	津山町
横山不動尊の杉	市	平成 6 年 4 月 1 日	津山町
追分の二本杉	市	平成 6 年 4 月 1 日	津山町
柳津虚空蔵尊のケヤキ	市	平成 6 年 4 月 1 日	津山町
記念樹元町・遠藤家のケヤキ	市	平成 6 年 4 月 1 日	津山町

柳津虚空蔵尊の杉並木	市	平成6年4月1日	津山町
横山不動尊のカシ	市	平成6年4月1日	津山町
柳津虚空蔵尊のカヤ	市	平成6年4月1日	津山町
石貝・大森家のイチイ	市	平成6年4月1日	津山町
柳津虚空蔵尊のイチョウ	市	平成6年4月1日	津山町
宇南のイチョウ	市	平成15年4月1日	津山町
長谷寺の杉並木	市	平成15年4月1日	津山町
横山神社の杉並木	市	平成15年4月1日	津山町
明耕院の榎	市	平成15年4月1日	津山町
音声寺の一位（おんこ）	市	平成15年4月1日	津山町
音声寺の一本杉	市	平成15年4月1日	津山町

(9) 国有林における林木遺伝資源保存林

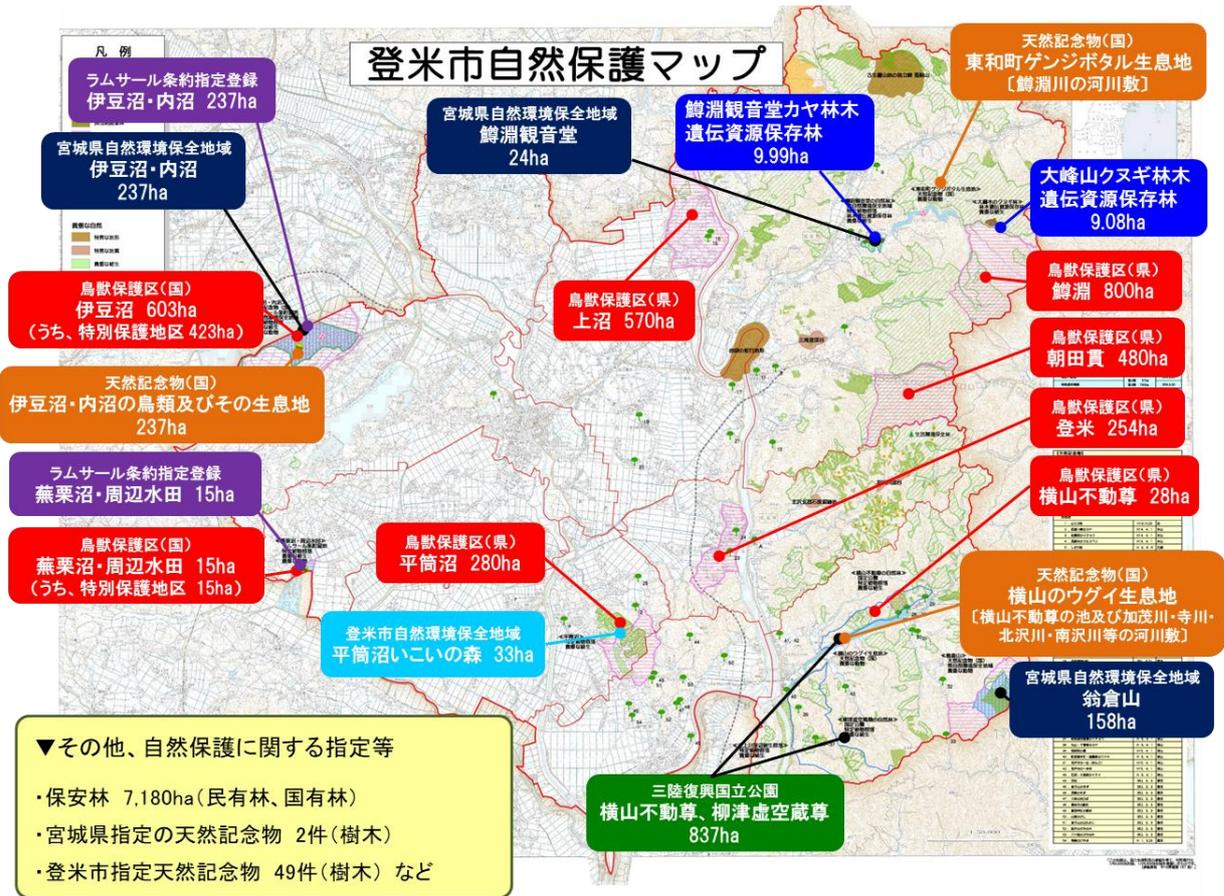
保護地区指定制度としては、国有林における林木遺伝資源保存林があり、本市では2か所が指定されています。

名 称	指定年	位 置	概 要
鱒淵観音堂カヤ林木遺伝資源保存林	昭和63年	東和町	コナラ、クリ、ケヤキ、カヤ
大峰山クヌギ林木遺伝資源保存林	昭和63年	東和町	クヌギ

(10) 保安林

森林法(昭和26年法律第249号)に基づく保安林は、本市では国有林2,310ha、民有林4,870haを合わせて7,180haの森林が指定されています。

(参考) 登米市自然保護マップ (自然保護に関する主な指定地域)



2 世界、国、宮城県の動向

(1) 世界の動向（計画の策定状況など）

地球温暖化については、世界中で気候変動に伴う様々な影響を及ぼしている状況にあることから、平成 27 年度に気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、京都議定書以来の国際的な合意文書となる「パリ協定」が採択され、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」、「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」が掲げられました。さらに、平成 30 年には「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の「1.5℃特別報告書」で、「世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、二酸化炭素排出量を 2050 年頃に正味ゼロとすることが必要」と報告され、世界各国で温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させる「カーボンニュートラル」を目標とする動きが広がっています。

また、生物多様性については、令和 4 年の生物多様性条約第 15 回締約国会議で、生物多様性の世界目標「愛知目標」の後継となる「昆明・モンリオール生物多様性枠組」が採択され、2050 年目標「自然と共生する世界」と、その実現に向けて、自然を回復軌道に乗せるために、2030 年ミッションとして、生物多様性の損失を止め、回復に転換させるネイチャーポジティブの考え方が示され、陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30 目標」などの国際的な目標が設定されました。

さらに、令和 5 年の主要 7 カ国首脳会議における首脳コミュニケ（声明）の中では、「我々の地球は、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という 3 つの世界的危機に直面している。」と述べられ、世界各国で気候変動や生物多様性の回復に取り組むこととされました。

(2) 国の動向（計画の策定状況など）

国の環境基本計画については、環境保全を通じた「現在及び将来の国民一人ひとりの生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生向上」を目的とする、第6次計画が令和6年5月に策定されました。

地球温暖化については、令和2年に、当時の菅内閣において「2050年までのカーボンニュートラル実現を目指すこと」が宣言され、「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正されるとともに、地球温暖化対策計画が策定され、令和12年度までに平成25年度比46%削減の目標が示されました。また、令和7年2月には、同計画が改定され、令和17年と令和22年の削減目標も示されました。

生物多様性については、令和6年に、「昆明・モンリオール生物多様性枠組」を踏まえ、「生物多様性国家戦略2023-2030」が策定され、令和7年4月には、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」が施行されました。

循環型社会の形成については、令和6年8月に「第5次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、循環経済への移行が国家戦略として位置付けられました。

(3) 宮城県の動向（計画の策定状況など）

県の環境基本計画については、「豊かで美しい自然とともに、健やかで快適な暮らしが次世代へ受け継がれる県土」、「持続可能な社会の実現に向けて全ての主体が行動する地域社会」を将来像とする第4期計画が、令和3年3月に策定されました。

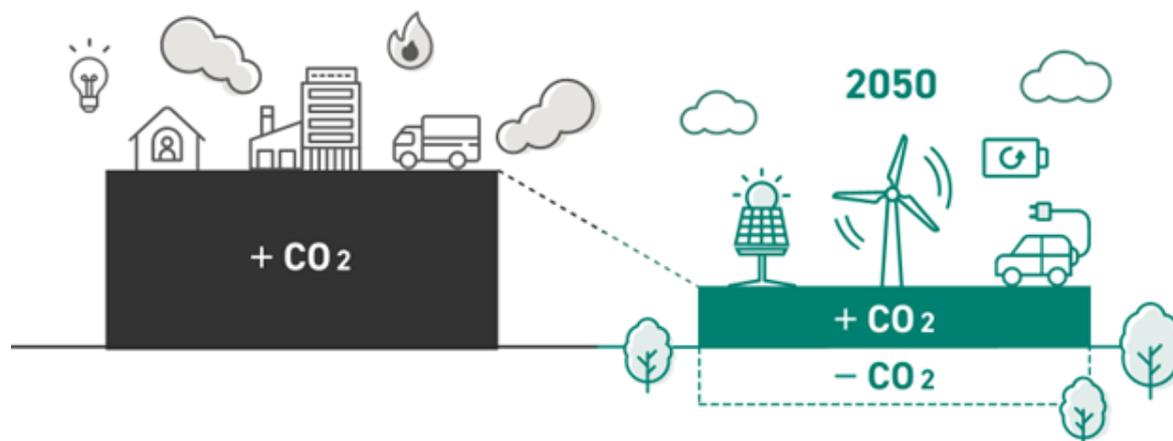
地球温暖化については、令和5年3月に県の地球温暖化対策の一体的な計画として、「みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略」が策定されました。

生物多様性については、「ネイチャーポジティブ」の考え方を踏まえ、宮城県生物多様性戦略が令和7年4月に改訂されました。

循環型社会の形成については、令和3年3月に、宮城県循環型社会形成推進計画（第3期）が策定されました。

カーボンニュートラルとは？

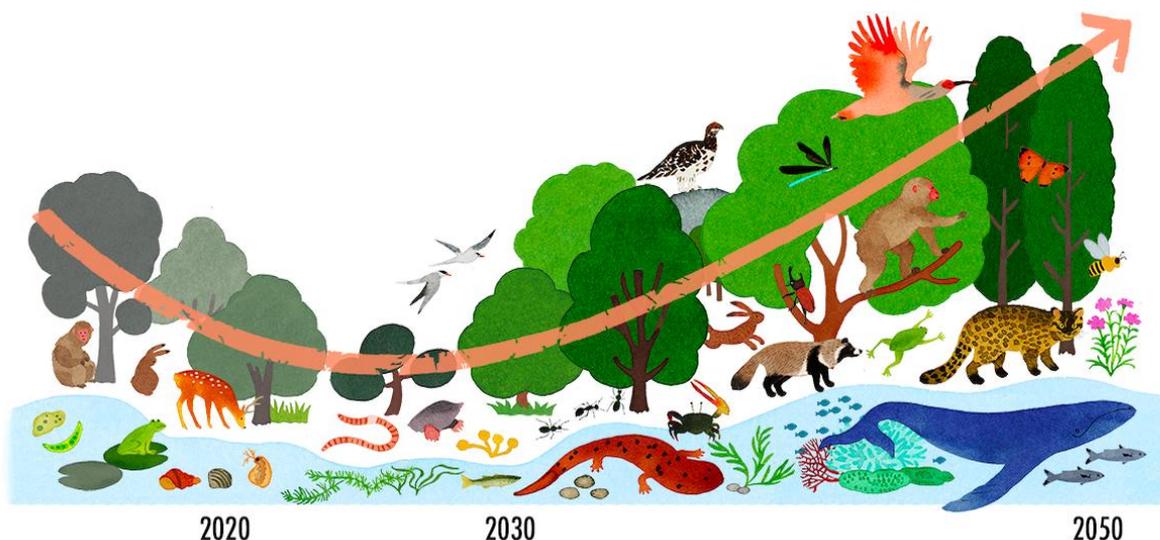
温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させ「排出を全体としてゼロ」とすることで、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」(※) から、植林、森林管理などによる「吸収量」(※) を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。
※ここでの温室効果ガスの「排出量」、「吸収量」とは、いずれも人為的なものを指します。



出典：環境省ホームページ「脱炭素ポータル」

ネイチャーポジティブとは？

「2020年を基準として、2030年までに自然の損失を食い止め、回復に反転させ、2050年までに完全な回復を達成する」という世界的な社会目標です。



(出典：環境省ホームページ「ネイチャーポジティブポータル」)

3 第二次登米市環境基本計画の検証

第二次計画については、「あふれる笑顔 豊かな自然 住みたいまち とめ」を将来像として目指すこととし、「自然環境」、「生活環境」、「地球環境」及び「市民協働」の4つの分野で、それぞれ基本目標と取組方針を定め、取組を推進してきました。

また、「基本目標の実現に向けた主な指標と目標」を17項目設定し、進捗管理を行ってきました。

第二次計画の検証については、これらの指標の進捗状況を基に行いました。

【第二次計画の基本目標及び取組方針】

基本目標 1	豊かな自然を保全し、共生するまち（自然環境）
取組方針	(1) 自然環境の保全・活用 (2) 生物多様性の保全
基本目標 2	生活環境が守られ、安全で快適に暮らせるまち（生活環境）
取組方針	(1) 大気環境の保全 (2) 水質・土壌環境の保全 (3) 騒音・振動防止対策の推進 (4) 有害化学物質対策の推進 (5) 不法投棄対策の推進 (6) 一般廃棄物処理施設の整備・維持管理 (7) ごみ収集・処理体制の整備 (8) ごみの排出抑制と資源循環の推進
基本目標 3	地球環境にやさしいエネルギー利用を進めるまち（地球環境）
取組方針	(1) 省エネルギー活動の推進 (2) 温室効果ガスの削減 (3) 新エネルギー利用の推進
基本目標 4	みんなで協働して環境保全に取り組むまち（市民協働）
取組方針	(1) 環境情報の共有 (2) 環境教育・学習、環境活動の推進

【基本目標の実現に向けた主な指標と目標・進捗状況】

基本目標	指標項目	単位	基準(H26)	目標(R7)	現状(R6)	進捗状況
1	自然が豊かと感じる市民の割合	%	63	70	67	
	外来生物駆除作業を実施した箇所数	箇所	1	3	3	達成
	環境保全米の作付面積の割合	%	82.60	95.00	72.91	
	森林の間伐面積	ha	191	550	137	
2	公害相談件数	件	21	10	19	
	市内湖沼の平均COD（化学的酸素要求量）濃度	mg/L	7.4	6.0	12.8	
	不法投棄処理件数	件	291	210	81	達成
	市民1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	812	650	860	
	ごみの再資源化率	%	25.0	30.0	25.4	
3	市の事務事業から排出される温室効果ガス削減率	排出量 t-CO2 (削減率%)	30,323	28,807 (△5.0)	22,436 (△29.1)	達成
	グリーン購入を導入した事業所数	事業所	24	40	18	
	市民参加の新たな森林づくりの植樹面積	ha	0.7	7.0	7.4	達成
	太陽光発電システムの設置件数	件	1,509	2,500	3,059	達成
4	環境保全活動に取り組む団体数	団体	11	50	19	
	環境保全に関する研修会や講演会等への参加者数	人	100	250	225	
	環境教育リーダーの登録者数	人	27	50	35	
	コミュニティ組織による環境保全活動の実施団体数	団体	2	9	2	

(進捗状況の説明)

達成：目標を達成

：基準年度より向上（増加・改善）

：基準年度から変化なし

：基準年度より低下（減少・悪化）

(1) 基本目標 1 豊かな自然を保全し、共生するまち（自然環境）

自然環境に関する施策については、自然環境・景観の保全、自然とふれあう機会の創出、農地の適正な管理、森林の適正な管理などに取り組みました。

また、「とめ生きもの多様性プラン」に基づき、自然との共生を図る取組が進められ、森林整備における市有林オフセット・クレジット事業、環境保全型農業や資源循環型農業に加え、令和4年度に「トキとの共生を目指す里地」に選定され、令和6年度には「オーガニックビレッジ」を宣言し、有機農業の取組が推進されています。

なお、自然環境に対応する基本目標1に関する指標4項目の進捗状況については、目標達成が1項目、基準年度より向上したものが1項目、低下したものが2項目でした。

【項目ごとの検証結果】

① 自然が豊かと感じる市民の割合

環境アンケートによる自然が豊かと感じる市民の割合について、目標は未達成だったものの、割合は増加しました。

増加の要因としては、テレビドラマのロケ地などとして、市内の自然が取り上げられる機会が増えたことで、市民にとっても自然環境を再認識する機会が増えたことが考えられます。

② 外来生物駆除作業を実施した箇所数

伊豆沼、長沼、平筒沼の3箇所で開催されたことから、目標を達成しました。

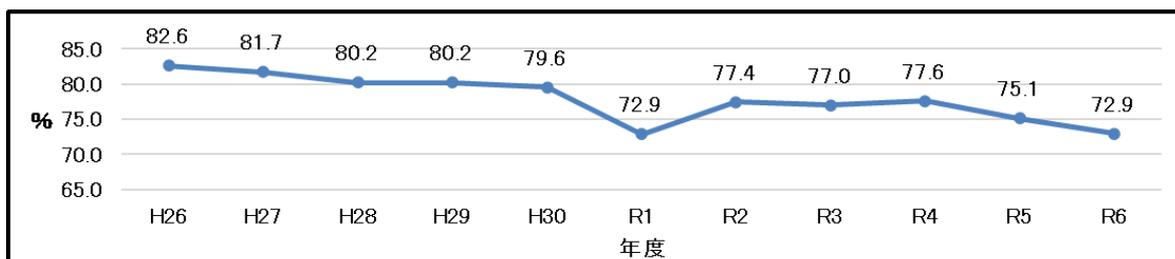
各湖沼で、民間団体などにより、ブラックバスやブルーギルなどの特定外来生物の駆除作業が実施されたことで、生態系の保全や再生が図られています。



③ 環境保全米の作付面積の割合

環境保全米を作付けしたほ場の面積の割合は、高齢化や担い手不足に伴って、地域の担い手に作業委託が集中していることや、生産調整の強化により、輸出用米の作付け増加や大豆・野菜等への作付け転換などが進んだことなどの要因で、基準年度から減少傾向となっており、目標達成には至っていない状況です。

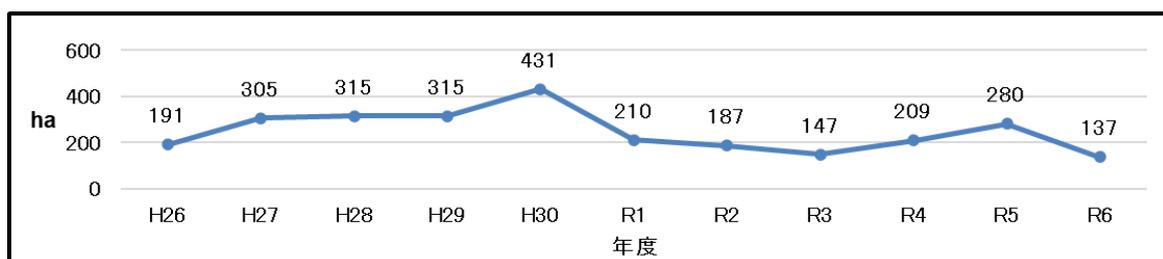
(環境保全米の作付面積の推移)



④ 森林の間伐面積

森林管理について、年間の間伐する面積は、市有林の間伐や、民有林の森林整備に対する支援を行い、間伐を推進したことで、基準年度を上回る年度があったものの、木材価格低迷等により間伐の実施に伴う費用面での負担が大きいこともあり、民有林での実施面積が増加しなかったため、目標達成には至っていない状況です。

(森林の間伐面積の推移)



(2) 基本目標 2 生活環境が守られ、安全で快適に暮らせるまち（生活環境）

生活環境に関する施策については、公害防止、不法投棄未然防止、畜犬ふん尿対策、一般廃棄物処理施設の整備・維持管理、ごみの分別及び排出方法の啓発、4 R 運動・ごみの減量・資源化の推進などに取り組みました。

一般廃棄物処理施設の整備については、老朽化が著しいことから、令和元年度に、新クリーンセンターを建設し、安全かつ安定的な廃棄物処理を行っています。



ごみの資源化については、新クリーンセンターで、燃やせないごみや粗大ごみを破碎し、鉄、アルミを選別回収しているほか、資源化協同施設やリサイクルステーションで、プラスチック製容器包装やプラスチック製品の回収にも取り組んでいます。

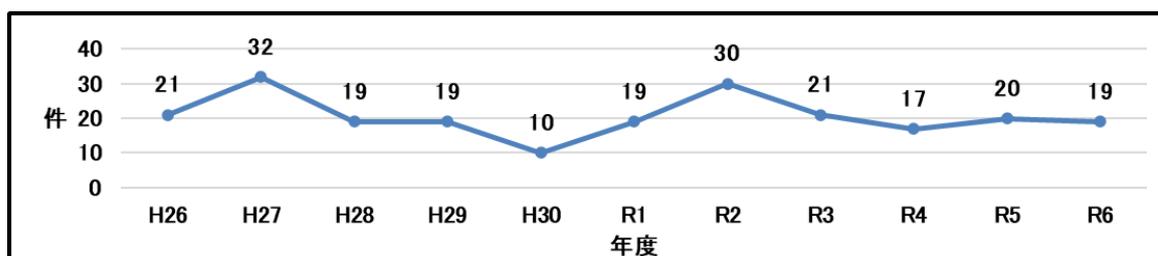
なお、生活環境に対応する基本目標 2 に関する指標 5 項目の進捗状況については、目標達成が 1 項目、基準年度より向上したものが 2 項目、低下したものが 2 項目でした。

【項目ごとの検証結果】

① 公害相談件数

煙害（野焼き）・悪臭・粉塵・騒音・振動に対する公害相談件数については、年度による変動はあるものの、主に野焼きに関する悪臭や煙害の相談が、依然として減少しなかったことから、横ばいの状況となっています。

（公害相談件数の推移）



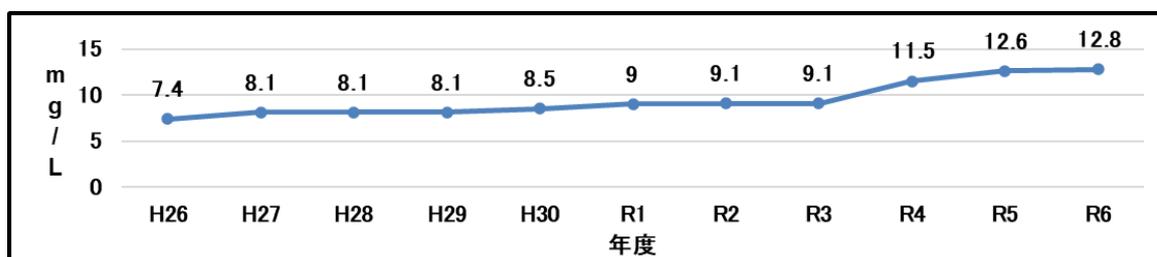
② 市内湖沼の平均COD濃度

伊豆沼、長沼、平筒沼、機織沼の平均COD濃度については、湖底の富栄養化や気候の影響などから、基準年度と比較して、大きく増加しています。

特に、伊豆沼と長沼は、全国的にもCOD濃度が高い湖沼となり、改善には今後も継続した取組が必要になります。

一方で、平筒沼については、水質向上対策としてハスなどの水草の除去を実施していることで、著しい悪化を防いでいることが考えられます。

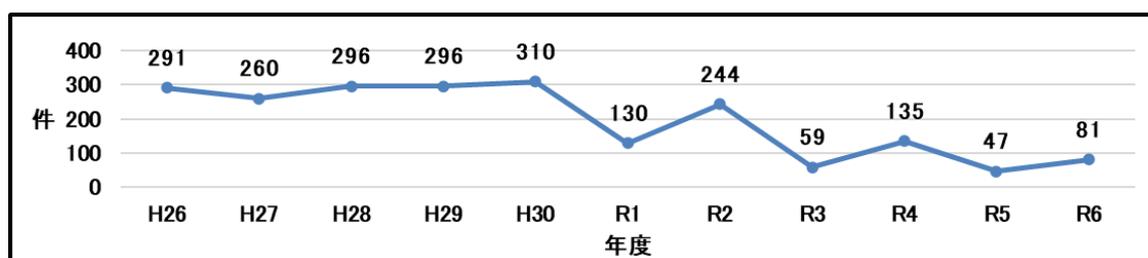
(市内湖沼の平均COD濃度の推移)



③ 不法投棄処理件数

不法投棄の処理件数については、不法投棄防止看板の設置、市内一斉清掃やクリーンアップ湖沼群などによる意識啓発などの効果もあり、目標を達成しました。

(不法投棄処理件数の推移)



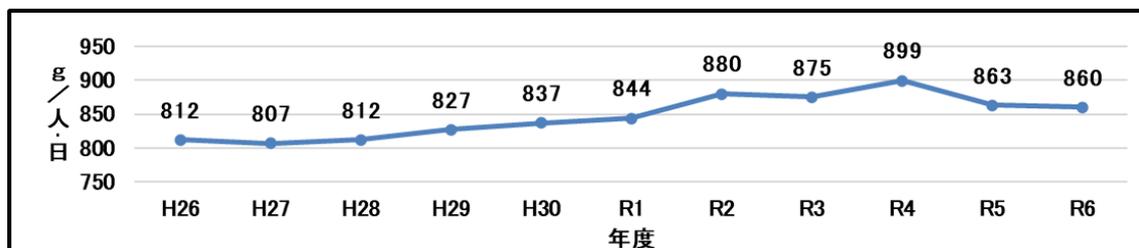
不法投棄禁止



④ 市民1人1日当たりのごみ排出量

市民1人1日当たりのごみ排出量については、令和元年度から令和4年度までの台風や地震による災害や新型コロナウイルス感染症の影響が続き、基準年度から増加傾向となっています。

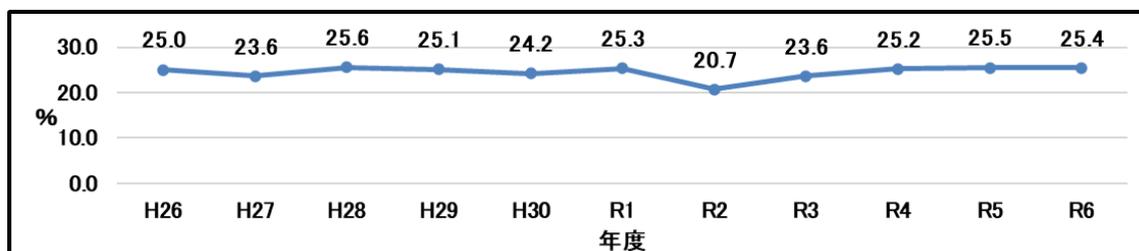
(市民1人1日当たりのごみ排出量の推移)



⑤ ごみの再資源化率

ごみの再資源化率について、家庭ごみは、分別とリサイクル意識が向上していますが、事業系ごみにおける資源ごみは回収が増えていないことから、横ばいの状況にあります。

(ごみの再資源化率の推移)



(3) 基本目標3 地球環境にやさしいエネルギー利用を進めるまち（地球環境）

地球環境に関する施策については、省エネルギーやグリーン購入、地球温暖化対策、緑化の推進、エコカー・エコドライブの普及、新エネルギーの導入に取り組みました。

また、令和4年2月に、2050年までにカーボンニュートラル実現を目指す「ゼロカーボンシティ」を表明し、地球温暖化防止に向けて、市全体での温室効果ガス削減の取組を推進してきました。

新エネルギーについては、新クリーンセンターにおける廃棄物を燃料とするバイオマス発電設備をはじめ、道の駅津山での木質バイオマス冷暖房設備の導入、市民・事業者への太陽光発電システムや木質バイオマス燃焼機器の導入支援等を行いました。

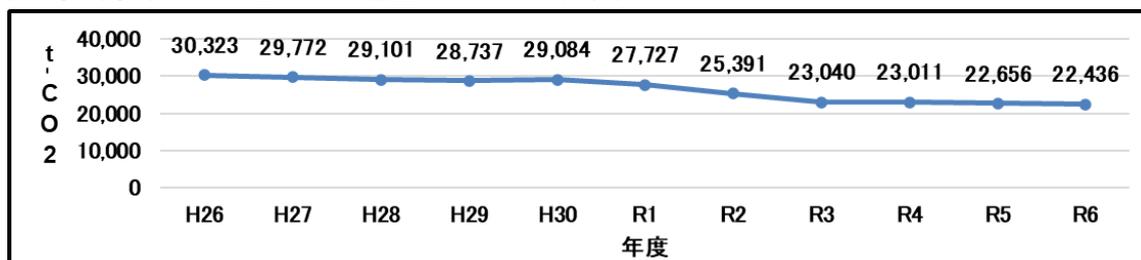
なお、地球環境に対応する基本目標3に関する指標4項目の進捗状況については、目標達成が3項目、基準年度より低下したものが1項目でした。

【項目ごとの検証結果】

① 市の事務事業から排出される温室効果ガス削減率

市役所の事務事業から排出される温室効果ガス削減率については、環境マネジメントシステムにより職員一人ひとりの意識の向上、省エネの取組や照明のLED化、エコドライブの推進、電気自動車等の導入などにより、目標を達成しました。

（市の事務事業から排出される温室効果ガスの推移）



② グリーン購入を導入した事業所数

環境アンケートによるグリーン購入を導入した事業所数は、基準年度よりも減少しました。

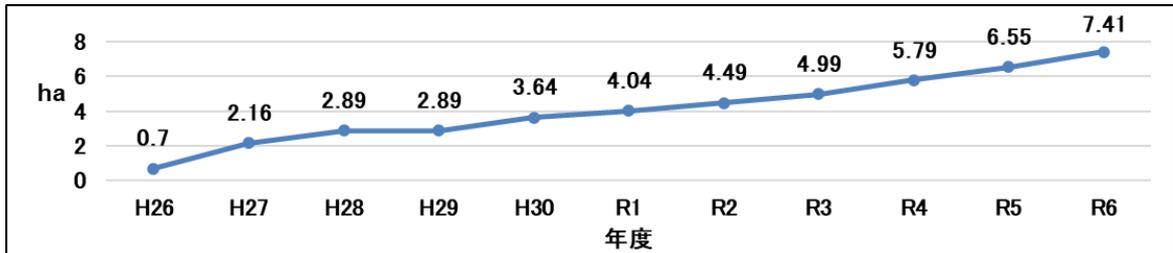
アンケート結果では、グリーン購入についての認識はあるものの、グリーン購入の目的や意義といった部分の理解が十分ではないことに加え、価格が高いことから、導入が進んでいないと考えられます。

③ 市民参加の新たな森林づくりの植樹面積

市民参加の新たな森林づくりの植樹した延べ面積については、多くの市民や事業者の参加があり、市有林等に広葉樹等の植栽を行ったことで、目標を達成しました。



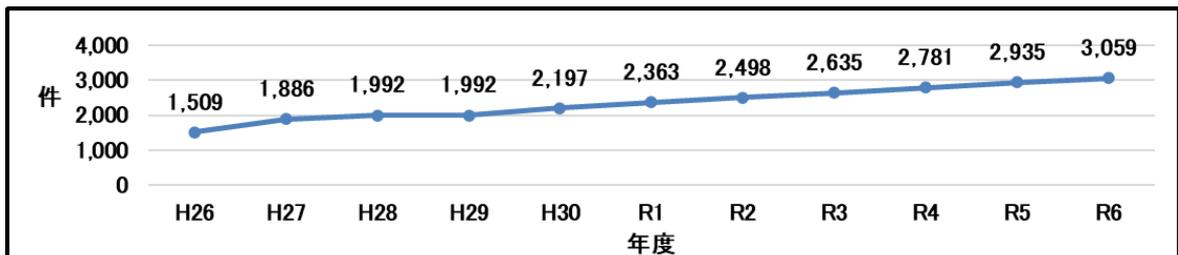
(市民参加の新たな森林づくりの植樹面積(延べ面積)の推移)



④ 太陽光発電システムの設置件数

太陽光発電システム（10kW未満）の累計設置件数については、地球温暖化への関心の高まりや、再生可能エネルギーの必要性に対する理解が進んだことなどから、目標を達成しました。

(太陽光発電システムの設置件数(累計)の推移)



(4) 基本目標 4 みんなで協働して環境保全に取り組むまち（市民協働）

環境に係る市民協働に関する施策については、環境情報の収集、環境教育・環境学習の推進、地域環境活動・市民団体活動の促進に取り組みました。

市民協働に対応する基本目標 4 に関する指標 4 項目の進捗状況については、目標達成した項目はなく、基準年度より向上したものが 3 項目、変化のなかったものが 1 項目でした。

【項目ごとの検証結果】

① 環境保全活動に取り組む団体数

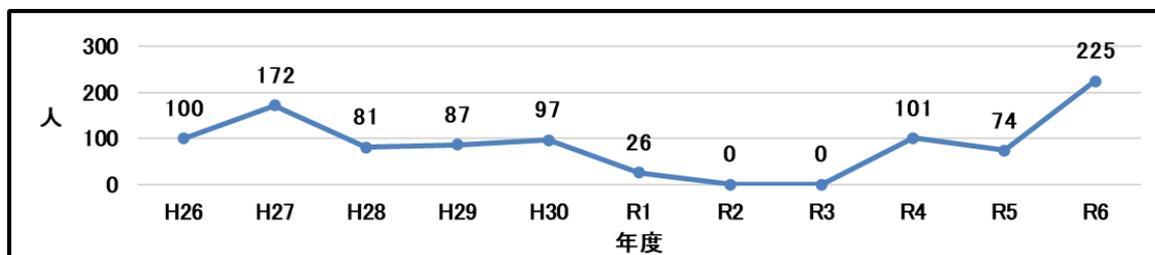
自ら目標を定めて環境保全活動に取り組む団体数については、平成 28 年度に増加したものの、その後は、増減がなく、目標達成には至りませんでした。

② 環境保全に関する研修会や講演会等への参加者数

環境保全に関する研修会や講演会等への参加者数については、令和 6 年度から、ゼロカーボンシティ普及啓発事業として、社会的にも関心の高い、地球温暖化防止関連の講演会等を追加したことから、増加傾向となっています。



（環境保全に関する研修会や講演会等への参加者数の推移）

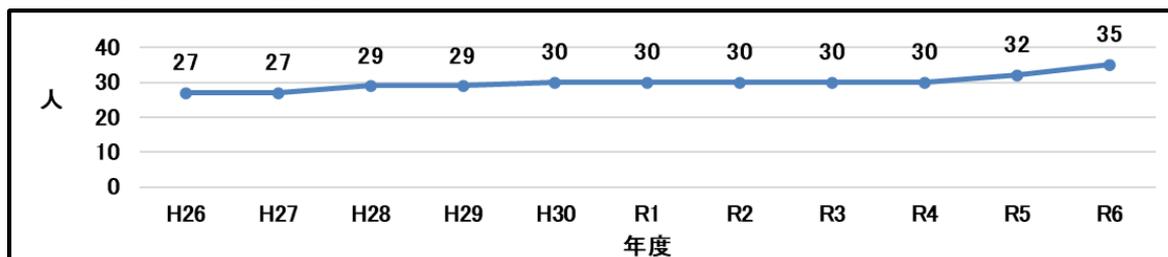


③ 環境教育リーダーの登録者数

環境教育リーダーの登録者数については、新型コロナウイルス感染症の影響などで受講者を確保できず、育成講座を実施できない年度があり、目標達成には至りませんでした。



(環境教育リーダーの登録者数)



④ コミュニティ組織による環境保全活動の実施団体数

コミュニティ組織による環境保全活動の実施団体数については、基準年度から増減がなく、目標達成には至りませんでした。

本指標の環境保全活動については、花の植栽や清掃等の環境美化活動以外に実施される団体独自の活動を対象としていますが、多くのコミュニティ組織では前述の環境美化活動が実施されています。

4 登米市の環境の現状と課題

(1) 自然環境

【現状と課題】

- 本市の自然環境を取り巻く状況は、外来生物の増加や気候変動、農林業の担い手不足などの影響で、厳しさを増しています。
- 生物多様性について、環境アンケートの結果では、認知度が低い状況で、保全や再生、将来への継承に向けた取組を推進していくためには、さらなる普及啓発が必要となっています。
- 外来生物については、伊豆沼、長沼、平筒沼で、ブラックバスやブルーギルなどの駆除作業が実施され、一定の効果が見られるものの、陸上においては、セイタカアワダチソウなどの外来植物が増加しており、引き続き、在来生物を守る取組が必要となっています。

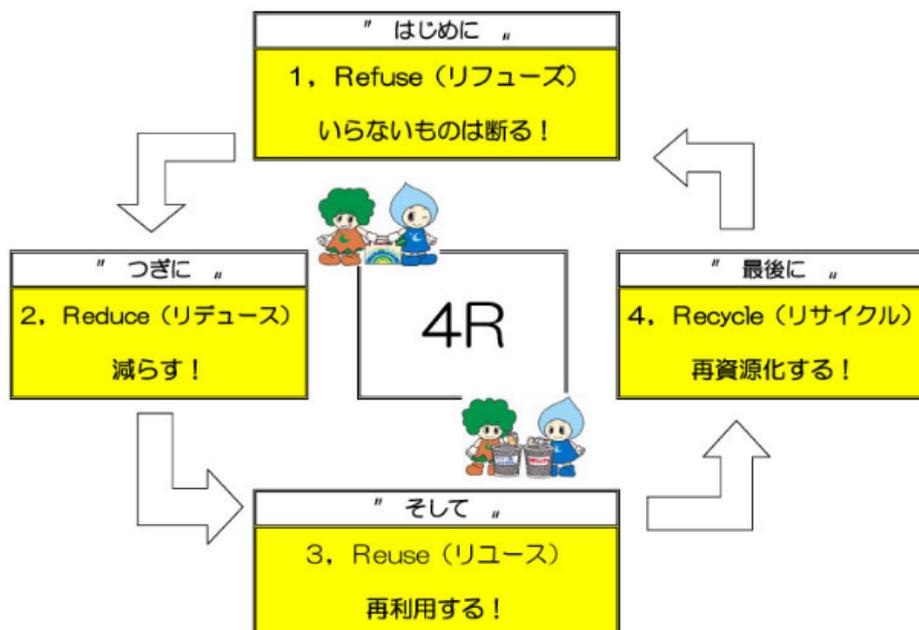


- 農林業については、担い手の不足などにより、環境保全型農業実施面積の減少や、一部手入れ不足の森林が見られるようになり、今後についても共生の実現に向けた取組が必要となっています。
- 少子高齢化によって、環境についても、保全の取組、地域の自然環境保全の歴史などの継承が難しくなっており、再生に向けた取組のためには、地域の環境の変化を記録し、伝えていくことが必要となります。

(2) 生活環境

【現状と課題】

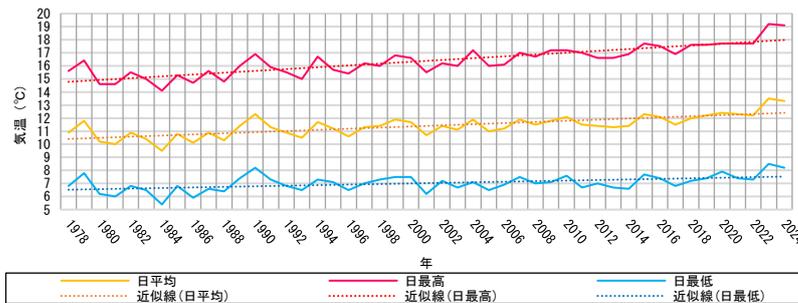
- 大規模な事業所による公害問題は発生していませんが、野焼きによる煙害や悪臭、事業所の騒音・振動の苦情・相談は未だに多くはならず、引き続き啓発を行う必要があります。
- 市内湖沼の水質については、伊豆沼、長沼の水質が全国でもワーストになっており、湖沼の生物多様性にも影響を及ぼす可能性があります。今後も県などの関係機関と連携した水質の監視と改善のための対策が必要になっています。
- ごみのポイ捨てなどの不法投棄は依然として多くはならず、環境アンケートの自由意見でも特に問題視されていることから、引き続き、宮城県などの関係機関や地域と連携した防止やモラル向上の対策が必要となります。
- 廃棄物対策については、環境アンケートの結果で、最も急いで取り組むべき課題と考える人が多く、関心が高くなっています。
- リサイクルについては、普及が進んでいるものの、環境アンケートの結果では、循環型社会や4R活動の認知度がよくはない状況にあり、引き続き、普及啓発が必要となっています。



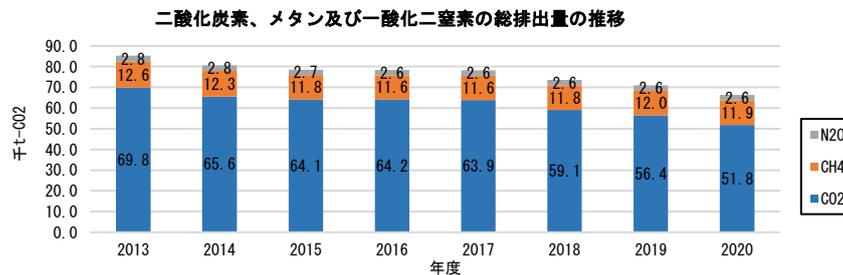
(3) 地球環境

【現状と課題】

- 本市の平均気温は上昇傾向で、夏季の最高気温は毎年更新され、猛暑日も見られるほか、短時間強雨や降雨不足なども見られ、気候変動の影響が生活の中で実感されるようになっており、関心も高まっています。



- 市内の温室効果ガス排出量は減少傾向にあります。カーボンニュートラル実現にはさらなる削減が必要であり、本市では二酸化炭素だけでなく、農業由来のメタンや一酸化二窒素の削減も必要となっています。



- 温暖化対策の取組には、市民、事業者、行政が一体となって取り組むことが重要ですが、取組についての関心や理解は高まっておらず、個々の取組を推進するためには、今後も普及啓発が必要となっています。
- 温室効果ガス排出量削減には、再生可能エネルギーの導入が必要である一方、大規模な森林伐採を伴うメガソーラー建設などは、自然環境に影響を与えるものとして、各地で社会的な課題となっています。自然環境や景観などと調和し、地域との合意形成を図った適切な導入を進めることが必要となっています。
- カーボンニュートラルには、排出量の削減だけでなく二酸化炭素等の吸収源対策も重要であり、適正な森林整備や有機農業などによるカーボンファームの取組が必要となっています。

第3章 計画の目指す姿

1 環境基本計画が目指す将来像

目指す将来像

あふれる笑顔 豊かな自然 住みたいまち とめ

環境基本計画は、登米市総合計画における環境分野の施策を担う計画であることから、総合計画との整合性を図り、同じ方向に向けた施策を推進するため、第三次登米市総合計画の将来像を本計画が目指す将来像とします。

また、世界的に、生物多様性と地球温暖化対策については、2つの新たな考え方と、2050年を目標年とした長期目標が示されています。

分野	新たな考え方	2050年の目標
生物多様性	ネイチャーポジティブ	自然と共生する世界の実現
地球温暖化	カーボンニュートラル	カーボンニュートラルの実現

そして、本市においても、「とめ生きもの多様性プラン」及び「第三次登米市地球温暖化対策地域推進計画」において、2050年の長期目標（ビジョン）を設定しています。

生物多様性

イヌワシやマガン、アカトンボが舞い 豊かな森と水辺と田んぼのつながりに支えられた登米市

※本市では、ネイチャーポジティブの考え方が示される以前から、保全と再生を目指す取組を推進しています。

地球温暖化

カーボンニュートラル実現

この将来像と、長期目標を実現するため、条例の基本理念に基づき、環境の保全と共生を図り、次世代に確実に継承していくことが必要となります。

【登米市環境基本条例の基本理念（条例第3条第1項）】

- (1) 先人の努力により長い年月にわたり守り育てられてきたふるさと登米の健全で恵み豊かな環境は、現在及び将来の市民、事業者、滞在者（以下「市民等」という。）により賢明に利用されるとともに、適切な管理、修復、改善及び投資が続けられることにより、永い将来にわたりその恵沢が享受されるよう継承されなければならない。
- (2) 日常生活や社会経済活動に伴う環境への負荷の低減が市内すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われることにより、本市は、永い将来にわたり環境と産業との共生の下で持続的に発展していかなければならない。
- (3) 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに、健全で恵み豊かな環境の恵沢を永い将来にわたり市民が享受する上でも重要な課題であるとの認識の下、地球環境保全は、地球全体の広い視野に立って市民等一人ひとりが身近に対応できることから積極的に推進されなければならない。

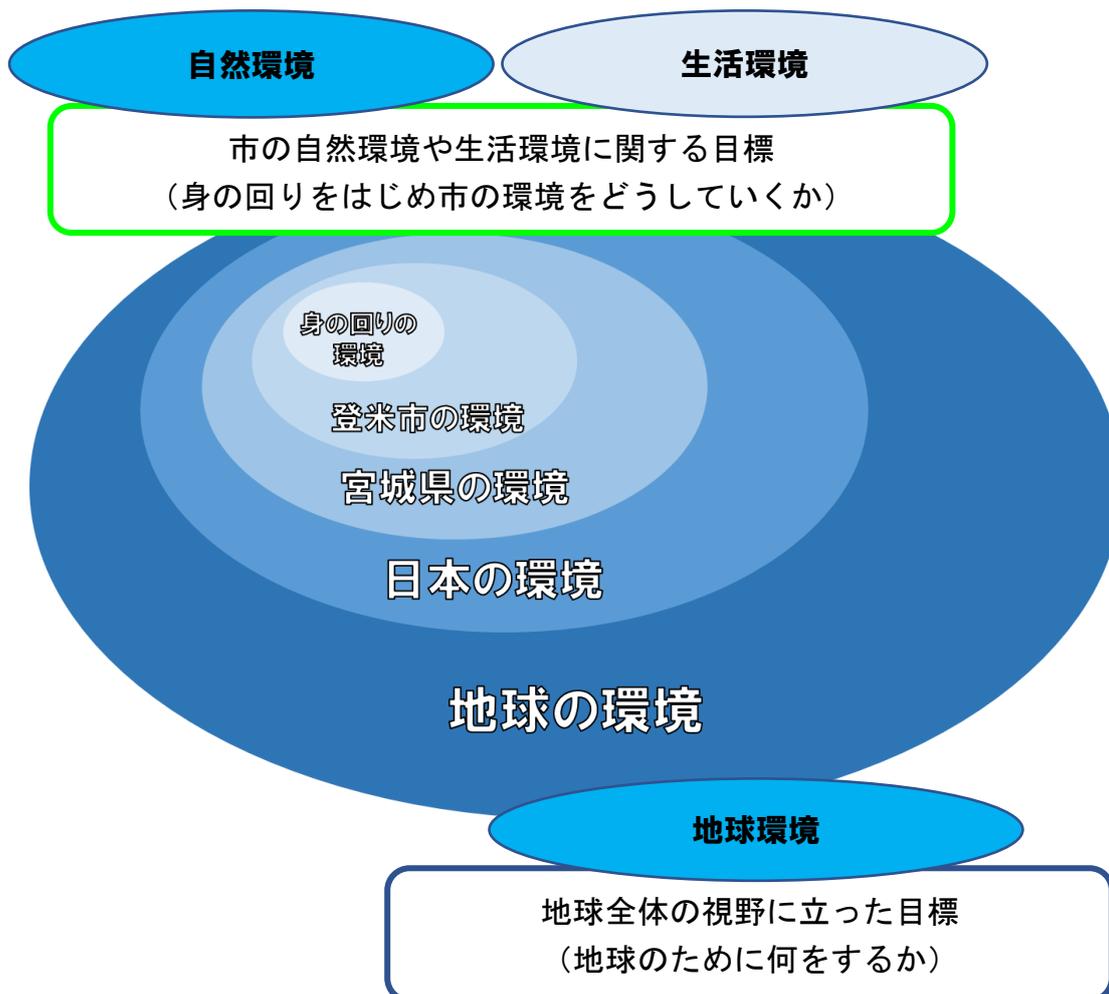
2 基本目標と取組方針

本計画の基本目標は、「自然環境」、「生活環境」及び「地球環境」のそれぞれの分野について、「ネイチャーポジティブ」、「カーボンニュートラル」、「循環型社会形成」という考え方を踏まえ設定します。

また、第二次計画では「市民協働」に係る目標を設定しておりましたが、「市民協働」については目標としての設定はせず、上記3つの目標すべてに共通する「取組の基本」とします。

【基本目標の考え方】

現在の環境課題に対応するためには、基本理念にも定めるとおり、地球全体の広い視野に立ち、市民等一人ひとりが身近に対応できることから積極的に推進していくことが必要となります。



基本目標 1【自然環境】

豊かな自然環境を保全・再生し、未来に継承するため自然と共生するまち

豊かな自然環境は、世代を超えて未来の世代に継承していかなければならないものであることから、自然環境や生物多様性の保全と再生、自然と農林業の共生などにより、自然環境保全意識の向上を図りながら、ネイチャーポジティブを実現し、自然と共生する社会を目指します。

【取組方針】

- (1) 自然環境の保全と活用
- (2) 生物多様性の保全と再生
- (3) 自然と共生する農林業の推進

基本目標 2【生活環境】

安全・安心な生活環境を保全し、循環型社会形成を推進するまち

大気環境や騒音等の監視・観測の強化による公害発生の未然防止をはじめ、環境美化・公衆衛生の維持向上により安全・安心な生活環境を保全するとともに、4 R運動の推進等による廃棄物の減量化や資源循環を推進し、循環型社会の形成を目指します。

【取組方針】

- (1) 公害の未然防止
- (2) 環境美化の推進
- (3) 循環型社会形成の推進

基本目標3【地球環境】

カーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進するまち

市民や事業者の地球温暖化対策に関する関心と理解を深め、2050年までのカーボンニュートラル実現に向けた市全体の温室効果ガス排出量削減、森林整備やカーボンファームリングなどの吸収源対策の取組を推進します。

【取組方針】

- (1) 温室効果ガス排出量の削減
- (2) 再生可能エネルギーの適切な導入
- (3) 温室効果ガス吸収源の確保

共通事項（共通の取組方針）

3つの分野に共通する事項として、市民、事業者、行政が協働して取組を推進するためには、市民や事業者の関心と理解を深めることや次世代の人材育成が重要であることから、環境教育機会等の創出や普及啓発の拡充によって、それぞれの主体が環境保全意識を高め、協力・連携した取組を推進します。

【取組方針】

- (1) 環境教育・学習・活動の機会創出
- (2) 普及啓発と情報共有の推進

3 施策の体系

それぞれの基本目標に対する施策については、他の基本目標にも関連し、効果が見込まれる個々の取組があることから、相乗効果が考えられる分野についても体系化し、以下のとおり整理しています。

【将来像】あふれる笑顔 豊かな自然 住みたいまち とめ						
【基本目標】	【取組方針】	【施策】	相乗効果			
			自然	生活	地球	
基本目標1【自然環境】 豊かな自然環境を保全・再生し、未来に継承するため自然と共生するまち	(1) 自然環境の保全と活用	①自然環境保護活動の推進	○		○	
		②自然に親しめる空間の創出	○		○	
	(2) 生物多様性の保全と再生	①野生動植物の保護管理	○			
		②生物多様性の再生	○			
	(3) 自然と共生する農林業の推進	①環境保全型農業の推進	○		○	
		②森林環境の保全	○		○	
基本目標2【生活環境】 安全・安心な生活環境を保全し、循環型社会形成を推進するまち	(1) 公害の未然防止	①大気・水質・土壌環境の保全	○	○	○	
		②騒音・振動・悪臭対策		○		
		③有害化学物質等対策	○	○	○	
	(2) 環境美化の推進	①不法投棄ごみ処理・未然防止対策	○	○	○	
		②地域と協働した環境美化・維持活動	○	○		
		③犬猫の適正飼育の啓発		○		
	(3) 循環型社会形成の推進	①4R運動の推進		○	○	
		②資源分別の徹底		○	○	
		③ごみの減量化		○	○	
		④一般廃棄物処理施設の適切な管理運営と長寿命化		○		
	基本目標3【地球環境】 カーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進するまち	(1) 温室効果ガス排出量の削減	①エネルギー使用量の削減		○	○
			②電気自動車等の普及促進		○	○
(2) 再生可能エネルギーの適切な導入		①再生可能エネルギーの適切な導入	○		○	
		②省エネや再生可能エネルギーの新技術導入			○	
(3) 温室効果ガス吸収源の確保		①森林吸収源の整備	○		○	
		②農地の吸収源対策	○		○	
共通事項	(1) 環境教育・学習・活動の機会創出	①環境教育・学習の推進	○	○	○	
		②環境活動の推進	○	○	○	
	(2) 普及啓発と情報共有の推進	①環境に関する普及啓発	○	○	○	
		②環境に関する情報提供	○	○	○	

第4章 環境施策

1 環境施策

第3章に示した施策体系に基づき、本市の将来像の実現に向けて、以下の環境施策を推進していきます。

基本目標1【自然環境】

豊かな自然環境を保全・再生し、未来に継承するため自然と共生するまち

(1) 自然環境の保全と活用

① 自然環境保護活動の推進

- ・ 市民が、河川や湖沼、森林などの自然環境保護に関わる機会を創出し、保護活動を推進します。
- ・ 地域コミュニティや各種団体、事業者と連携した環境保全活動を推進し、貴重な天然記念物などを保護するとともに、自然共生サイト（民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域や生物多様性増進法に基づき認定された実施計画の実施区域で環境省が認定するもの）の創出を図ります。
- ・ 伊豆沼や長沼、平筒沼の水質改善を図るとともに、水生生物などの多様な生き物の生息・生育環境となる良好な湿地保全の取組を進めます。

② 自然に親しめる空間の創出

- ・ サンクチュアリセンターや平筒沼いこいの森、さらに伊豆沼・内沼や森林などを活用し、自然に親しめる空間を創ります。
- ・ 森林公園などの公園・緑地施設の活用や、エコツーリズムや宮城オルレなどを通じて、本市の豊かな自然に触れ合える機会を創出します。

(2) 生物多様性の保全と再生

① 野生動植物の保護管理

- ・ 多様な動植物の生息、生育環境の保全、再生を図るとともに、特定外来生物

等についての防除・駆除により希少な在来種の保護に努めます。

- ・ 鳥獣被害防止のため、捕獲等による適正な個体数調整など、県や関係団体と連携を図り対策を講じます。

② 生物多様性の再生

- ・ 地域における生物多様性の損失状況の把握、過去の自然環境の記録等の調査研究により、損失がある場所については、再生に向けた取組を推進します。

(3) 自然と共生する農林業の推進

① 環境保全型農業の推進

- ・ 環境保全米の発祥地として、環境保全型農業を継続して推進します。
- ・ オーガニックビレッジとして、有機農業の拡大など、人と生き物、環境との調和を重視した持続可能な農業を推進します。

② 森林環境の保全

- ・ 間伐の実施等での適正な森林整備を推進し、将来にわたり森林の持つ公益的機能の保全に努めます。
- ・ オフセット・クレジット等の森林の持つ新しい価値を積極的に活用し、持続的な森林整備を推進します。

基本目標 2【生活環境】

安全・安心な生活環境を保全し、循環型社会形成を推進するまち

(1) 公害の未然防止

① 大気・水質・土壌環境の保全

- ・ 県等の関係機関と連携を強化し、有害物質を使用する施設に対し、必要に応じて監視・指導を実施し、汚染防止に努めます。
- ・ 市内河川・湖沼の水質調査による監視を実施するとともに、下水道の整備、浄化槽の設置や市民への啓発等により、家庭等から排出される汚濁負荷の低減を図り、水質浄化に努めます。
- ・ 野焼きによる煙害・悪臭について、野外焼却が原則禁止されていることから、法令遵守の徹底を図っていくほか、例外的に認められたものについても煙害防止の啓発を図っていきます。

② 騒音・振動・悪臭対策

- ・ 工場等の騒音、振動問題に対しては、指導や監視を効果的に行うとともに、自動車騒音に対しても、騒音調査を実施しながら状況を把握し、騒音の低減について対策を検討します。
- ・ 悪臭については、規制基準の遵守を徹底させるため、県等関係機関と連携しながら適切に対応していくとともに、苦情などについても、施設等への管理方法の改善指導などにより解決に努めます。
- ・ 家畜排せつ物の悪臭については、事業主等に対し、家畜排せつ物を適正に管理するよう県等の関係機関と連携しながら指導します。

③ 有害化学物質等対策

- ・ 事業所からの有害化学物質の排出抑制を図り、必要に応じて有害化学物質を使用する施設の監視・指導を実施します。
- ・ 汚染稲わらの処理については、国に対し、早急に対応するよう、継続して要望していきます。

(2) 環境美化の推進

① 不法投棄ごみ処理・未然防止対策

- ・ ごみの不適正処理や不法投棄の未然防止のため、環境パトロールや禁止看板等の設置、市公式 LINE の通報システムの活用により、地域全体での監視体制の充実強化を図ります。
- ・ 不法投棄について、違反行為が認められた場合には、必要に応じて警察とも連携し、不法投棄の縮減を図っていきます。

② 地域と協働した環境美化・維持活動

- ・ 地区の公衆衛生組合と連携し、公衆衛生の維持・向上などによる暮らしやすい生活環境づくりに取り組みます。
- ・ 地域の一斉清掃、クリーンアップ湖沼群などの協働事業の実施により、地域の環境美化・維持の意識向上を図ります。
- ・ アメリカシロヒトリなどの害虫駆除についても、適切な駆除時期を周知するとともに、公衆衛生組合等と連携して取り組みます。

③ 犬猫の適正飼育の啓発

- ・ 犬の飼育については、県等関係機関と連携し、マナーアップ講座などを開催するとともに、狂犬病予防接種などの機会に、飼い主の飼い方マナー向上を図っていきます。
- ・ 猫の飼育については、関係機関と連携して適正飼育についての啓発を実施します。

(3) 循環型社会形成の推進

① 4 R 運動の推進

- ・ ごみを出さないライフスタイルや事業活動への転換を促進するため、最も優先度の高いリフューズ（ごみになるものはもらわない）、リデュース（購入量、使用量を減らす）の浸透に向けて、4 R 運動を推進します。
- ・ ごみの分別やリユース（再利用する）、リサイクル（再資源化する）の取組を

市の施設が率先して実行し、4 R 運動を普及啓発します。

② 資源分別の徹底

- ・ 広報紙やホームページ等を活用して、ごみの出し方・分け方等の情報提供を充実していくとともに、子どもや高齢者、転入者などにとって分かりやすい内容になるよう努めます。
- ・ 家庭ごみに対しては、ごみ集積所の設置を支援し、ごみ収集体制を充実させるとともに、事業者に対しても啓発を行い、資源分別の徹底を図ります。

③ ごみの減量化

- ・ 食品ロス削減に向けた普及啓発や団体による資源ごみ回収の奨励などに取り組み、ごみの減量化を図ります。

④ 一般廃棄物処理施設の適切な管理運営と長寿命化

- ・ 安全かつ適正なごみ処理及び一層の資源化を促進し持続するため、一般廃棄物処理施設の計画的で適切な管理運営を図ります。
- ・ 家庭から排出されるし尿や農業集落排水汚泥等を炭化肥料に再生し、園芸や農地等への利用促進を図ります。
- ・ 一般廃棄物処理施設の計画的な保守点検及び修繕の実施により、施設の長寿命化に努めます。

基本目標3【地球環境】

カーボンニュートラルの実現に向けた取組を推進するまち

(1) 温室効果ガス排出量の削減

① エネルギー使用量の削減

- ・ 電気、ガス等の使用量の見える化を図り、省エネやエネルギー転換による家庭や事業所の温室効果ガス排出量削減を推進します。
- ・ 市役所では、率先して省エネ等の徹底を図り、温室効果ガス排出量削減に取り組めます。

② 電気自動車等の普及促進

- ・ 石油を燃料としない電気自動車等の普及を図ります。

(2) 再生可能エネルギーの適切な導入

① 再生可能エネルギーの適切な導入

- ・ 家庭や事業所における太陽光発電や木質バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入促進を図ります。
- ・ 大規模な太陽光発電などは、登米市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例に基づき、事業に係る地域住民の合意形成や法令順守を徹底することで、自然環境、景観や生活環境に影響を及ぼすことがないよう適切な導入を図ります。
- ・ 太陽光発電については、廃棄方法の開発動向を注視するとともに、市民や事業者にも廃棄を含めた設備全体のライフサイクルを踏まえた導入を促します。

② 省エネや再生可能エネルギーの新技术導入

- ・ 現在、開発研究されている様々な省エネ・再生可能エネルギーの新技术について、社会実装に合わせた導入に関する情報収集と調査研究を行います。

(3) 温室効果ガス吸収源の確保

① 森林吸収源の整備

- ・ オフセット・クレジット等の森林の持つ新しい価値を積極的に活用し、持続

的な森林整備を推進します。

- ・ 『「森の国・木の街」づくり宣言』に参画し、木材利用の推進及び木材利用効果の見える化に取り組みます。
- ・ 未利用間伐材等について、木質バイオマスエネルギーでの利活用を促進し、地域林業の活性化を図ります。

② 農地の吸収源対策

- ・ 有機農業、環境保全型農業、資源循環型農業による堆肥やバイオ炭の施用など、農地への吸収源対策を推進します。

各目標に共通する施策

(1) 環境教育・学習・活動の機会創出

① 環境教育・学習の推進

- ・ 子どもたちだけでなく、一般市民も対象とした環境出前講座など、環境について学習できる機会の創出に取り組みます。
- ・ 地域の環境教育リーダーを育成するとともに、学校と地域コミュニティなどが一緒に、地域の自然環境の変遷を学ぶ機会を創出し、取組等の継承を推進します。

② 環境活動の推進

- ・ クリーンアップ湖沼群などの活動、環境に関する講演会等への参加者増加を図るとともに、地域と連携した環境保全活動の創出を図ります。
- ・ 地域コミュニティや市民団体等の活動と、事業者の CSR 活動との連携ができるよう支援し、地域の環境保全活動の活性化を図ります。

(2) 普及啓発と情報共有の推進

① 環境に関する普及啓発

- ・ 環境に関する講演会、出前講座、出張市役所などのほか、市のイベント等での周知活動を通して、環境課題に対する取組等の普及啓発を図ります。

② 環境に関する情報提供

- ・ 環境に関する情報を更新しながら、市のホームページ等での発信を通して、学校や地域コミュニティ等に環境に関する情報を分かりやすく提供していきます。
- ・ 地域コミュニティや市内団体、事業者等が実施している有効な取組情報について、広く共有を図ります。

2 指標と目標

第三次計画においては、以下の指標を設定し、進捗状況を管理します。

第三次計画の基本目標の実現に向けた主な指標と目標

基本目標	指標項目	項目説明	単位	基準 (R6)	目標 (R17)	総合計画 ※1
1	自然共生サイトの認定箇所数	環境省による自然共生サイトの認定箇所数	箇所	1	3	
	外来生物駆除作業を実施した箇所数	外来生物駆除作業を実施した場所（陸上植物含む）	箇所	3	6	
	環境保全型農業の取組面積	環境保全型農業に取り組んだ面積	ha	7,211	8,280	○
	森林の間伐面積	森林管理で年間に間伐する面積	ha	137	240	
2	市内湖沼の平均COD濃度	伊豆沼、長沼、平筒沼、機織沼の水質汚濁の指標となるCOD（化学的酸素要求量）濃度の平均	mg/L	12.8	6.0	○
	不法投棄処理件数	環境パトロールによる不法投棄処理件数	件	81	40	
	市民1人1日当たりのごみ排出量（生活系ごみ）	生活系ごみ総排出量を人口及び365日で除した率	g/人・日	589	520	○
	ごみの再資源化率	集団資源回収・事業者の再資源化量を含むごみの再資源化率	%	25.4	30.0	○
3	市の事務事業から排出される温室効果ガス削減率	市役所の事務・事業により排出される温室効果ガスの2013年度に対する削減率（2013年度：31,644t-CO2）	排出量 t-CO2（削減率%）	22,436 (△29.1)	12,658 (△60.0)	
	有機農業の取組面積	有機農業に取り組んだ面積	ha	152	300	○
	市民参加の新たな森林づくりの植樹面積	市民参加の新たな森林づくりで植樹した延べ面積（累計）	ha	7.4	14.0	
	太陽光発電システムの設置件数	太陽光発電システム（10kw未満）の累計設置件数（累計）	件	3,059	5,000	○
共通	環境課題に対する理解度	小学校5年生と中学校3年生の環境に関する言葉（※2）の理解度	%	23.8	80.0	
	環境教育実践事業や環境美化活動の参加者数	環境出前講座や環境関係講演会、クリーンアップ湖沼群などへの参加者数	人	1,425	2,500	○
	環境教育リーダーの登録者数	環境教育リーダーの登録者数（累計）	人	35	50	

※1 総合計画の欄の○印は、第三次登米市総合計画における代表的な指標としているもの

※2 理解度を確認する言葉：生物多様性、ラムサール条約、地球温暖化、気候変動、再生可能エネルギー、カーボンニュートラル、酸性雨、PM2.5、循環型社会、4R運動

第5章 計画の推進体制

1 各主体の役割

主体	役割
市	<p>市は、条例の基本理念及び本計画の将来像を実現するため、市民・事業者との協働により、環境保全及び創造に向けた取組を推進します。</p> <p>また、環境保全に関する情報提供、地域の環境保全活動の実施・運営を行い、市民や事業者が環境保全活動に参加できる体制を整備します。</p> <p>さらに、市自らが一つの事業者であることを認識し、市の役割の中で実施する事務・事業において、環境への配慮を率先して実行していきます。</p>
市民	<p>市民は、日常生活から生じる環境への負荷が環境問題の一因となっていることから、身近な生活環境にとどまらず、地球規模の環境の保全と創造を担う大きな役割を持つことを理解し、ごみの減量やリサイクル、省エネルギーなど日常生活において環境に配慮するとともに、家庭や地域社会において環境に負荷を与えない生活に努めます。</p> <p>また、地域での取組に積極的に参加・協力するなど、市や事業者との協働により、環境の保全と創造に努めます。</p>
事業者	<p>事業者は、事業活動が環境に与える影響や、社会的責任の重要性、地域の構成員としての役割を認識し、環境に配慮した経営を進めます。また、環境に関する技術開発や環境に配慮した商品・サービスの提供、企業の社会的活動等を通じて、本市環境基本条例及び本計画が理想に掲げる、環境と産業が共生する持続可能な社会の達成に向けて、地域活動や市の施策に積極的に参加・協力するなど、市や市民との協働により、環境の保全と創造に努めます。</p>

2 計画の推進体制

(1) 推進体制

① 登米市環境審議会

本計画に基づく各種環境施策について、専門的な見地から調査及び審議を行うとともに、本計画の進捗状況について点検・評価し、見直し方針などを検討します。

② 登米市環境保全会議・登米市環境保全連絡会議

本計画に基づいて行われる環境施策について、市役所内部の調整を行い、関係部署の連携のもと、施策の円滑な推進を図っていきます。

③ 登米市環境市民会議

本計画に掲げる環境施策について、本会議が中心となって市民や事業者、市民団体等に参加を呼びかけ、環境保全活動を展開していきます。

④ 広域的な連携

広域的な取組が求められる課題や地球環境問題などへの対応について、国や県、近隣の地方自治体と緊密な連携を図りながら取り組みます。

(2) 進行管理

本計画の実効性を確保するため、PDCA サイクルにより計画の進行を管理し、計画内容や計画に基づく施策・事業の継続的な改善を図ります。

【PDCA サイクル】



(3) 登米市環境報告書の作成・公表

環境基本条例第10条の規定に基づき、環境に関する各種データや計画の推進状況について取りまとめた環境報告書を作成し、市公式ホームページで公表します。